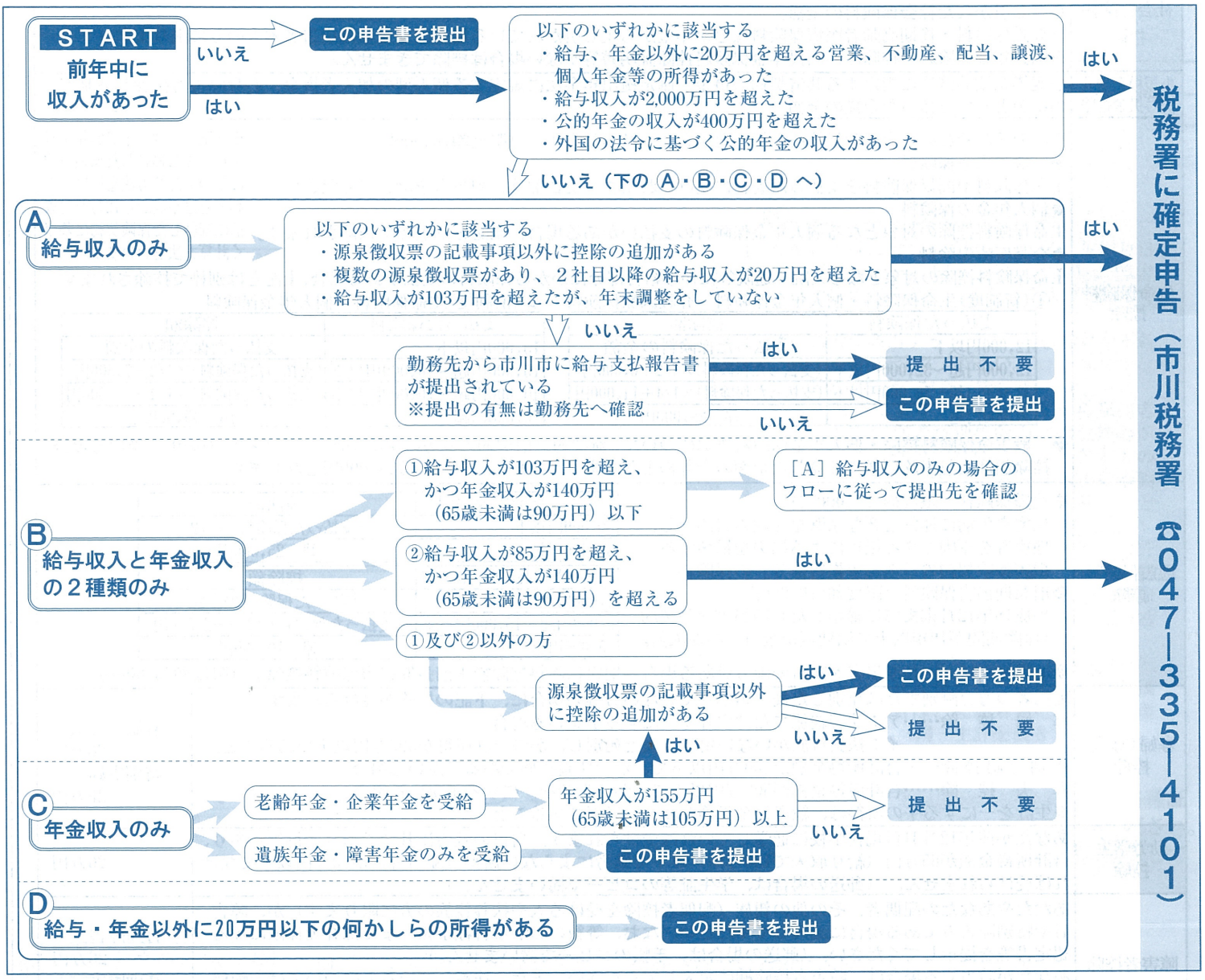
# 令和２年度 市民税・県民税申告の手引き

この申告書は、市民税・県民税を算出する基礎資料となり、課税証明書（非課税証明書）や納税証明書など、各種証明書の発行に必要な資料となるだけでなく、申告の有無によって、国民健康保険税や介護保険料等の算定にも影響があります。下記のフローチャートで「この申告書を提出」となった方は必ず申告をお願いします。なお、文中で使用する「前年中」とは、2019年１月１日から2019年12月31日までの期間をいいます。

## 申告フローチャート

※必ずしもこのフローチャートに該当しない場合があります。詳しくはお問い合わせください。




## 申告にあたる注意事項

◆申告書の提出時は以下の書類を添付してください。（申告書に直接貼らないでください。）また、提出時に本人確認及び個人番号（マイナンバー）の番号確認も実施しますので、申告書に記載のある「本人確認書類」及び「番号確認書類」のご提示が必要となります。

- 前年中の給与や年金等の源泉徴収票
- 事業所得のある方は、前年中の収入及び必要経費のわかるもの
- 各種控除に必要な領収書、証明書
  前年中に支払った国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料などの社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費等
- 障害のわかる各種手帳または認定書等

**※提出された資料はお返ししておりません。また、申告書の控えは発行しておりません。**
**控えが必要な方は、提出前にコピーをご自身で用意してください。**

◆郵送でのご申告をされる方で申告書受付書の返却を希望される方は、ご自身宛の返信用封筒（切手を必ず貼ってください）を用意していただき、申告書郵送時に同封してください。

## 所得から差し引かれる金額

※ □ の控除は、領収書、証明書等がない場合は、受けることができません。

前年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者・その他の親族に、下記に該当する支払い等があれば受けられます。

### 医療費控除

医療費を一定の金額を超えて支払った場合に受けられます。　※セルフメディケーション税制については、「明細書」を参照

次の算式で計算した金額のうち、200万円を限度として金額を差し引くことができます。

〔(支払った医療費の総額)－(保険等で補填される金額)〕－〔(10万円)か(総所得金額等×5%)を比較した金額のいずれか少ない方の金額〕

◆支払った医療費(ウ)、補填される金額(エ)を記入してください。

◆領収書は整理して、支払った合計金額も計算したうえで明細書を作成してください。

### 社会保険料控除

負担すべき国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料・国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料、または給与から差し引かれた社会保険料の全額。

(介護保険料・後期高齢者医療保険料などが年金から差し引かれている場合は、対象は申告者本人の分に限ります。)

※国民年金保険料の控除は、**国民年金保険料控除証明書**等がない場合は控除できません。

### 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型の加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金として支払った金額の全額。

### 生命保険料控除

下記のそれぞれの生命保険料等を支払った場合に受けられます。(限度額70,000円)

※新制度とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約に基づく計算方法をいい、旧制度とは平成23年12月31日以前に締結した保険契約に基づく計算方法をいいます。

◆一般の生命保険料

生命保険料や簡易保険料を支払った場合に受けられます。支払額は、配当金を除いてください。

◆個人年金の保険料

生命保険料控除の対象となる個人年金保険料の支払いがある場合、上記とは別枠で控除されます。

◆介護医療保険料

生命保険料控除の対象となる入院・通院等に伴う給付部分にかかる保険料の支払がある場合、上記とは別枠で控除されます。

①(新制度)生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料

| 支払った保険料 | 控除額 |
|---|---|
| 12,000円以下 | 支払った保険料の全額 |
| 12,000円超～32,000円以下 | (支払った保険料)×1/2+6,000円 |
| 32,000円超～56,000円以下 | (支払った保険料)×1/4+14,000円 |
| 56,000円超 | 一律　28,000円 |

②(旧制度)生命保険料・個人年金保険料

| 支払った保険料 | 控除額 |
|---|---|
| 15,000円以下 | 支払った保険料の全額 |
| 15,000円超～40,000円以下 | (支払った保険料)×1/2+7,500円 |
| 40,000円超～70,000円以下 | (支払った保険料)×1/4+17,500円 |
| 70,000円超 | 一律　35,000円 |

◆一般生命保険料控除・個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方の契約があり、その控除の適用を受ける場合、控除額は上記①及び②で計算した金額の合計額となります。ただし、限度額は28,000円となります。

### 地震保険料控除

◆地震保険料(限度額 25,000円)

住宅や生活に通常必要な家財を保険の目的とし、地震等を原因とする損害による損失を補填する損害保険契約の「地震等損害部分」の保険料。

◆旧長期損害保険料(限度額 10,000円)

平成18年12月末までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金有)の保険料。

| 支払った地震保険料 | 控除額 |
|---|---|
| 50,000円以下 | (支払った保険料)×1/2 |
| 50,000円超 | 一律　25,000円 |

| 支払った旧長期損害保険料 | 控除額 |
|---|---|
| 5,000円以下 | 支払った保険料の全額 |
| 5,000円超～15,000円以下 | (支払った保険料)×1/2+2,500円 |
| 15,000円超 | 一律　10,000円 |

◆地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合＝地震保険料控除額＋旧長期損害保険料控除額(限度額25,000円)

### 寡婦(寡夫)控除

配偶者の方と離別または死別した後、婚姻していない方等の場合に、下記の控除が受けられます。

寡　婦　控　除……ア：扶養親族または生計を一にする子がいる場合。
　　イ：扶養親族がいない場合、夫と死別し、かつ合計所得が500万円以下であること。

特別寡婦控除……合計所得金額が500万円以下で、かつ扶養親族である子がいる場合。

寡　夫　控　除……合計所得金額が500万円以下で、かつ生計を一にする子がいる場合。

※生計を一にする子の所得は、総所得金額等が38万円以下であること。

寡婦・寡夫　26万円
特別寡婦　30万円

### 勤労学生控除

あなたが前年12月31日現在学校に通学していれば受けられます。自己の就労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が65万円(給与収入で130万円)以下で勤労によらない所得(配当等)が10万円以下でなければ受けられません。(郵送の場合は、学生証等のコピーで構いません。)

26万円

### 障害者控除

あなたやあなたの配偶者、その他の親族(配偶者控除を受ける人や扶養親族の方に限ります)が、障害者や特別障害者である場合に記入してください。なお、等級のわかる各種手帳、または介護保険に係る認定書等を提示してください。(郵送の場合は、手帳のコピーで構いません。)

あなたが該当する場合は、障害者控除欄に記入してください。また、扶養している人については、配偶者控除・配偶者特別控除、扶養親族欄に記入してください。扶養親族又は控除対象配偶者の方が、同居の特別障害の場合は控除額に23万円が加算されます。

普通障害　26万円
特別障害　30万円

### 配偶者控除及び配偶者特別控除

あなたと生計を一にする配偶者の方で、前年中の合計所得金額が38万円(給与収入で103万円)以下の場合に配偶者控除が受けられます。老人配偶者となるのは、70歳以上(昭和25年1月1日以前生)の方です。

前年中の合計所得金額が38万円超から123万円以下(給与収入で201.6万円未満)の場合は配偶者特別控除が受けられます。ただし、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超えた場合、配偶者控除及び配偶者特別控除は受けられません。なお、別居している方が国外にいる場合、「親族関係書類」・「送金関係書類」が必要になります。

配偶者控除
配偶者 11～33万円
(老人) 13～38万円
配偶者特別控除
1～33万円

### 扶養控除

あなたと生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が38万円以下の場合に受けられます。

なお、別居している方が国外にいる場合、「親族関係書類」・「送金関係書類」が必要になります。

特定扶養：年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族(平成9年1月2日以降～平成13年1月1日以前生)

老人扶養：年齢が70歳以上の扶養親族(昭和25年1月1日以前生)

同居老親等：上記の老人扶養親族のうち、あなたまたは配偶者の直系尊属(両親、祖父母など)で、あなたまたは配偶者のいずれかと同居している場合

一般の扶養：上記以外の16歳以上の扶養親族

※年齢が16歳未満(平成16年1月2日以後に生まれた方)の年少扶養親族に対する扶養控除はありませんが、市民税・県民税の非課税限度額の算定等に用いるため、扶養親族欄に記入してください。

特定扶養45万円
老人扶養38万円
同居老親等　45万円
一般の扶養　33万円

### 基礎控除

一律に受けられます。　33万円

### 雑損控除

災害や盗難などで損害(補填金を除く)があれば受けられます。配偶者や他の親族が受けた損害は、その人の前年の総所得金額等が38万円以下であることが必要です。　詳しくはお問い合わせください。

## 申告書の記入例

# 令和２年度 市民税・県民税申告書

市川市長

受付印　受付

年　月　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1月1日の住所 | 市川市 八幡１丁目１番１号 | 職業 | 会社員 |
| 現住所 | 同　上 | 電話番号 | (自宅)・勤務先・携帯 047-000-0000 |
| フリガナ | イチカワ マルロウ | 生年月日 | S ○ 年 ○月 ○日 |
| 氏名 | 市川　○郎 | 世帯主の氏名 | (世帯主との続柄) 本人 市川 ○郎 |
| 個人番号 | 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | |

## 1 所得金額

| 前年中に収入等が | 所得の種類 | 収入金額A | 必要経費B | 特別控除額C |
|---|---|---|---|---|
| (ある) 右の欄の該当する収入等を記入してください。 | 給与 | 2,500,000 | | |
| | 雑 公的年金等 | 1,200,000 | | |
| (ない) 裏面の3欄に記入してください。 | 雑 その他 | | | |
| 営業等・農業・(不動産)・利子 | | 1,100,000 | 880,000 | |
| 配当・(一時)・総合譲渡(短・長) | | 3,000,000 | 2,350,000 | 500,000 |

← 年間の収入を記入してください。（源泉徴収票の支払金額を記入してください。）
← 年間の受給額を記入してください。（障害年金・遺族年金は裏面に記入してください。）

## 2 所得から差し引かれる金額に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 雑損控除 | | | | |
| 医療費控除 | 支払った医療費(ウ) 770,000 | 補填される金額(エ) 600,000 | 差引負担額(ウ)−(エ) 170,000 | □ セルフメディケーション税制による特例の医療費控除(上限88,000円)の適用を希望する |
| 社会保険料控除 | 社会保険の種類 国民健康保険 | 支払った保険料 96,200 | 社会保険の種類 介護保険 | 支払った保険料 28,260 |
| | 源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額 33,450 | 支払った保険料 | 社会保険の種類 | 支払った保険料 |
| | | | | 支払った保険料の合計額 157,910 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 支払った小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金の合計額 | | | (支払った掛金の合計) |
| 生命保険料控除 | 新制度 一般 0 | 個人年金 42,000 | 介護医療 56,000 | |
| | 旧制度 一般 175,000 | 個人年金 30,000 | 勤労学生控除 | (前年12月31日現在で申告者本人が通学している学校名) 年在学 |
| 地震保険料控除 | 地震 210,000 | 旧長期 15,600 | 寡婦(寡夫)控除 | 配偶者と (死別)・(離婚)・生死不明等 |
| | | | 障害者控除(本人) | (身体)・(精神)・(知的) 3 級(度) |

扶養している配偶者及び親族がいない場合はチェックしてください。 □

| | 氏名 | 生年月日 | 区分 | 障害 |
|---|---|---|---|---|
| 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 | 市川　△子 | 明・大・(昭)・平・令 △年△月△日 | (同居) (別居) | (身体)・(精神)・(知的) 級(度) |
| | 個人番号 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | [住所： | | ] |

配偶者の前年中の収入
給与収入
公的年金収入
※障害年金の場合、記入は不要
他（　）
合計所得金額 326,300

| | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 区分 | 障害 |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養親族 | 市川　□郎 | 子 | 明・大・(昭)・平・令 □年□月□日 | (同居) (別居) | (身体)・(精神)・(知的) 級(度) |
| | 個人番号 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | [住所： | |
| | 市川　×郎 | 子 | 明・大・(昭)・平・令 ×年×月×日 | (同居) (別居) | (身体)・(精神)・(知的) A−1 級(度) |
| | 個人番号 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | [住所： | |
| | 八幡　◎子 | 妻の母 | 明・(大)・昭・平・令 ◎年◎月◎日 | (同居) (別居) | (身体)・(精神)・(知的) 1 級(度) |
| | 個人番号 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | [住所： | |
| | | | 明・大・昭・平・令 年 月 日 | (同居) (別居) | (身体)・(精神)・(知的) 級(度) |
| | 個人番号 | | | [住所： | |

### 配偶者控除等を受ける方

◆配偶者欄に妻もしくは夫の氏名、生年月日、マイナンバー、同・別居（住所）、障害、前年中の収入等を記入もしくは○で囲んでください。

◆障害者に該当する場合は、等級のわかる各種手帳を提示してください。（郵送の場合、コピーでも可）

◆税制改正により、令和元年度から配偶者控除及び配偶者特別控除の控除金額等が見直され、配偶者控除は、申告者本人の合計所得金額が900万円を超えると段階的に控除額が下がり、1,000万円を超えると配偶者控除が受けられなくなりました。
また、配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が123万円以下の方まで控除範囲が引き上げられました。（改正された控除額の一覧表は裏面の「税制改正に関わるご案内」をご覧ください。）
その他に、合計所得金額が1,000万円を超える方で合計所得金額38万円以下の配偶者がいる場合は、配偶者欄に記載が必要となります。（同一生計配偶者）

※源泉徴収票・生命保険料控除証明書・各種証明書は、申告書には貼らずにご持参ください。郵送で申告する場合は返信用封筒に同封してください。

## 申告書裏面の記入例

※前年中に所得のなかった方または扶養されている方は必ず記入してください。

### 3 前年中に所得のなかった方又は扶養されている方等の記載欄

前年中に収入、所得がなかった方は、各種資格審査の基礎資料や、非課税証明書の発行等に必要となりますので、下記のA～Fの該当するものに○をして、必要事項を記入のうえ提出してください。

| | | |
|---|---|---|
| (A) 右記の方から扶養又は仕送りを受けていた。 | 住所 市川市八幡1-1-1-101 | 電話 047-000-0000 |
| | 氏名 市川 ◎郎 | 続柄 父 |
| B 令和2年1月1日現在、他の市区町村に居住していた。（単身赴任・海外出張等） | 住所 | |
| | 期間 年 月 日 から 年 月 日まで(予定) | |
| (C) 障害年金・遺族年金等や各種給付等を受けていた。 | □ 障害年金 ✓ 遺族年金 □ 遺族恩給 | |
| | □ 雇用保険 □ その他( ) | 年間受給額 1,000,000 円 |
| D 生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。 | ① 現在も受けている | |
| | 期間 年 月 日 から ② 年 月 日まで | |
| E 預貯金や借入金等で生活をしていた。 | | |
| (F) その他 | 父の援助以外は、預貯金と失業保険を生活費に充てていた。 | |

◆Aの欄で、扶養している方がアパート等にお住まいの場合は、アパート名等や室番を記入してください。

◆Bの欄は、現在お住まいの他の市区町村に確認する場合がありますので、住所・電話等はなるべく詳細に記入してください。

◆Dの欄は、受給開始の年月日と現在の受給状況を必ず記入してください。

◆Fの欄は、できるだけ詳細に記入してください。他の該当項目とあわせて記入していただいても構いません。

## 住所・氏名等欄の記入

◆申告書を郵送した方は、あらかじめ、今年１月１日現在の住所、氏名、生年月日、世帯主が記載されています。申告する現在で、転居などで住所が違う場合は、新しい住所を現住所欄に記入してください。
◆アパートやマンション等にお住まいの方は、アパート名やマンション名と室番を記入してください。
◆現在の職業および連絡先の電話番号を記入してください。
◆世帯主との続柄は、世帯主からみた続柄を記入してください。
◆個人番号（マイナンバー）を記入してください。

## 会社に勤めていた方、アルバイト・パートの方(給与収入)

◆給与収入の方で源泉徴収票をお持ちの方は、源泉徴収票の支払金額欄の金額を記入してください。
◆源泉徴収票等は、申告書には貼らずに一緒に同封してください。（コピーでも可）
◆給与収入の方で源泉徴収票をお持ちでない方は、申告書裏面の「４給与所得の内訳」に年収の内訳を記入してから、その合計を給与の欄に記入してください。
◆アルバイト、フリーター、パート、日雇い等の方で日給や時間給で賃金を受けた場合は、給与収入となりますので、同様に記入してください。

| 収入金額（A）(円) | 給与所得控除後の給与等の金額(円) | |
|---|---|---|
| 0～ 650,999 | 0 | |
| 651,000～1,618,999 | A－650,000 | |
| 1,619,000～1,619,999 | 969,000 | |
| 1,620,000～1,621,999 | 970,000 | |
| 1,622,000～1,623,999 | 972,000 | |
| 1,624,000～1,627,999 | 974,000 | |
| 1,628,000～1,799,999 | A÷4＝B（千円未満の端数切捨て） | B×2.4 |
| 1,800,000～3,599,999 | | B×2.8－180,000 |
| 3,600,000～6,599,999 | | B×3.2－540,000 |
| 6,600,000～9,999,999 | A×0.9 －1,200,000 | |
| 10,000,000以上 | A－2,200,000 | |

## 年金・恩給による収入があった方(公的年金等収入)

◆公的年金等を受給している方は、日本年金機構等からハガキで公的年金等の源泉徴収票が送られてきますので、そのハガキに記載されている支払金額を記入してください。
◆源泉徴収票等は、申告書には貼らずに一緒に同封してください。（コピーでも可）
◆遺族年金、障害年金、遺族恩給、増加恩給は非課税となりますので、申告書裏面の「３前年中に所得のなかった方または扶養されている方等の記載欄」のCに年金の種類、受給額を記入してください。

| 受給者の年齢 | 公的年金等収入金額の合計額(円) A | 雑所得の金額(円) |
|---|---|---|
| 65歳未満の人 昭和30年1月2日以後に生まれた人 | 0～ 700,000 | 0 |
| | 700,001～1,299,999 | A － 700,000 |
| | 1,300,000～4,099,999 | A×0.75－ 375,000 |
| | 4,100,000～7,699,999 | A×0.85－ 785,000 |
| | 7,700,000以上 | A×0.95－1,555,000 |
| 65歳以上の人 昭和30年1月1日以前に生まれた人 | 0～1,200,000 | 0 |
| | 1,200,001～3,299,999 | A －1,200,000 |
| | 3,300,000～4,099,999 | A×0.75－ 375,000 |
| | 4,100,000～7,699,999 | A×0.85－ 785,000 |
| | 7,700,000以上 | A×0.95－1,555,000 |

## 生命保険契約等の年金収入があった方(雑収入)

◆生命保険契約に基づく年金、損害保険契約に基づく年金、職業としていない人の原稿料・印税、講演料、シルバー人材センターの配分金などがある場合、雑所得の「その他」欄に収入金額を記入してください。
◆収入・必要経費が分かる書類は、申告書には貼らずに一緒に同封してください。（コピーでも可）
◆必要経費は、生命保険契約等の掛金、原稿用紙代・資料代等となります。
◆シルバー人材センターの配分金は収入欄のみを記入してください。

## 自営業・不動産等で所得がなかった方

◆自営業、不動産業、配当収入、譲渡等の所得のある方は、**税務署にて確定申告が必要となる場合があります。**
◆自営業、不動産業等で所得のない方は、申告書裏面の「５事業（営業等・農業）所得・不動産所得の計算書」欄（右の記入例）の内訳を記入してから、その合計金額等を収入・必要経費欄に記入してください。
◆所得の種類には該当するものを○で囲んでください。
営業等：卸売業、小売業、製造業などの営業から生じた収入のほか、医師、外交員、大工、その他事業で農業以外から生じた収入の合計金額
農　業：農産物の生産、果樹などの栽培などから生じた収入の合計金額
不動産：家賃、地代など、不動産から生じた収入の合計金額
利　子：日本国外に預けた公社債および預貯金の利子など
配　当：株式や出資の配当、証券投資信託、公社債信託、貸付信託の分配金など
総合譲渡：機械やゴルフ会員権、特許権、書画、貴金属などの資産の譲渡から生じる収入の合計金額
一　時：生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金など
◆必要経費は、収入を得るために支出した金額で、所得の種類により、雇人費、地代、家賃、租税公課、商品の原価、農具などの減価償却費、飼料費、種苗肥料費、修繕費、借入金の利子などが必要経費に該当します。また、譲渡の場合は、取得費や譲渡に要した費用が該当します。
◆特別控除額は、総合譲渡所得と一時所得にそれぞれ50万円となります。（50万円未満の場合はその金額となります）

5 事業(営業等・農業)所得・不動産所得の計算書

| 収入金額の内訳 | 項目 | 金額 | 必要経費の内訳 | 項目 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⓐ売上 | 1,120,000 円 | | 租税公課 | 47,000 円 |
| | | | | 水道光熱費 | 176,000 |
| | Ⓑ売上原価(仕入) | | | 損害保険料 | |
| | | | | 修繕費 | 350,000 |
| | ①差益(Ⓐ－Ⓑ) | | | 消耗品費 | |
| | 家賃収入 | | | 減価償却費 | 200,000 |
| | 地代収入 | | | 地代家賃 | 260,000 |
| | 権利金 | | | | |
| | 更新料 | | | | |
| | 駐車場収入 | | | | |
| | | | | ③ 計 | 1,033,000 |
| | | | | ④専従者控除額 | |
| | ② 計 | 1,120,000 | | 所得金額(①又は②－③－④) | 87,000 |

◆記入する際は、収入金額欄には②の金額、必要経費欄には③の金額をそれぞれ記入してください。

## 申告書の提出は 3月16日までです

所得から差し引かれる金額に関する事項の記入もれにご注意ください

## 市民税・県民税の計算方法

この記載内容は、令和元年度の地方税法等に基づき作成しております。
地方税法等が改正された場合は、改正内容に従って計算されます。

### ◆市民税・県民税の計算方法

◆市民税の税率
一律 6％ の税率を課税標準額に乗じます

◆均等割 | 市 民 税 | 3,500円 |
所得割と上記の均等割を加えます

収入金額〔前年中の総収入金額〕 − 必要経費・給与所得控除等〔それぞれの収入に対して控除される金額を引きます〕 = 所得金額〔前年中の総所得金額〕 − 所得控除〔認められる所得控除を引きます〕 = 課税標準額〔令和2年度に課税されるもとの所得金額〕1,000円未満は切捨てます

課税標準額 × 市民税の税率 − 税額控除 = 市民税所得割 + 市民税均等割 = 市民税・県民税年税額

課税標準額 × 県民税の税率 − 税額控除 = 県民税所得割 + 県民税均等割 = 市民税・県民税年税額

◆県民税の税率
一律 4％ の税率を課税標準額に乗じます

◆均等割 | 県 民 税 | 1,500円 |
所得割と上記の均等割を加えます

### ◆税額控除

【調整控除】

税源移譲により生じる所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく税負担の増加を調整するために市民税・県民税所得割額から下記の算式で計算された金額を控除します。

| 課税標準額 | 調整控除額の計算式 |
|---|---|
| 200万円以下 | 次の①、②のいずれか少ない金額の５％〔市３％・県２％〕<br>①人的控除額の差額の合計額　②市民税・県民税の課税標準額 |
| 200万円超 | 〔人的控除額の差額の合計額－（課税標準額－200万円）〕×５％〔市３％・県２％〕<br>ただし、上記計算式の〔 〕内の金額が50,000円以下の場合は50,000円とする。 |

【外国税額控除】

国外で納付した外国所得税額があるときは一定の金額を限度として、外国所得税額を差し引くことができます。税額計算の結果、所得税で控除しきれない時に、県民税の所得割額、市民税の所得割額へと順次控除されます。
詳しくは、税務署にお問い合わせください。

【配当控除】

| 配当所得の種類 | 配当控除の率（カッコ内は、課税所得金額1,000万円以上） | |
|---|---|---|
| | 市民税 | 県民税 |
| 配当所得・一　般 | 1.6%（0.8%） | 1.2%（0.6%） |
| 配当所得・証　券 | 0.8%（0.4%） | 0.6%（0.3%） |
| 配当所得・外貨建 | 0.4%（0.2%） | 0.3%（0.15%） |

【寄附金税額控除】

次の①～④の団体に寄附をした場合、寄附金の額（総所得金額等の30％を上限とします。）から2,000円を引いた額に対して、市民税から6％・県民税から4％の控除を受けることができます。（④は市民税のみで、県民税の適用はありません。）

①都道府県・市区町村（ふるさと納税）※1
②千葉県の共同募金会もしくは日本赤十字社千葉県支部
③所得税の寄附金控除の対象の中から、千葉県に所在する学校法人や社会福祉法人など市川市税条例で定めるもの
④市川市税条例で定めたＮＰＯ法人（市民税6％のみ適用）※2

※1　2,000円を超える金額に対して、市民税・県民税所得割額のおおむね２割を限度として、所得税と合わせて全額が控除されます。また、日本赤十字社や中央共同募金会等に、東日本大震災義援金として寄附した場合も同様の控除が受けられます。
※2　控除を受けるためには、別途「寄附金税額控除申告書（二）」の提出が必要です。

【住宅借入金等特別税額控除】

住宅借入金等特別税額控除額が所得税で引ききれない場合に市民税・県民税の所得割額から一定の金額を限度として控除されます。（平成19年、20年の入居を除きます。）

①か②のいずれか少ない金額

| | | |
|---|---|---|
| ① | 前年分の所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち、所得税において控除しきれなかった額 | |
| ② | 居住年月日が平成26年３月31日以前 | 前年分の所得税の課税総所得金額等に５％（限度額97,500円） |
| | 居住年月日が平成26年４月１日以降 | 前年分の所得税の課税総所得金額等に７％（限度額136,500円） |

「居住年月日が平成26年4月1日以降」の控除額は、消費税8％で住宅を取得した場合であり、それ以外の場合は「居住年月日が平成26年3月31日以前」と同様です。

## 納税通知書の発送

◆普通徴収分（ご自分で年４回で納める方法）の市民税・県民税納税通知書は、６月中旬頃にお送りします。
なお、均等割・所得割ともに非課税の方には、市民税・県民税納税通知書はお送りしませんので、あらかじめご了承ください。
◆期限までにご申告されませんと市民税・県民税納税通知書の発行が遅れたり、課税証明書を発行できない場合がありますのでご注意ください。

◆所得税の確定申告についての問い合わせ先
**市川税務署**　〒272-8573　市川市北方1-11-10
電話　047（335）4101

## 申告会場と日程

**市川市役所の庁舎移転に伴い、申告会場が下記の通りとなりますのでご注意ください!**

詳しくは、同封の「令和２年度　市民税・県民税申告受付のご案内」をご覧ください。

◆受付日時　令和２年２月17日（月）～令和２年３月16日（月）　9：00～12：00・13：00～16：00
※平日のみの開催となります

◆受付場所　勤労福祉センター４階　会議室
行徳公民館３階　第５研修室（行徳支所内）

## 税制改正に関わるご案内

◆ふるさと納税制度の見直し（令和２年度から適用）

ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。指定対象外の団体に対して令和元年６月１日以降に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。

ただし、個人住民税の寄附金税額控除の特例控除額部分は対象外となりますが、所得税の所得控除および個人住民税の基本控除部分は対象となります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

◆住宅借入金等特別税額控除の拡充（令和２年度から適用）

消費税率10%が適用される住宅取得等をして、令和元年10月１日から令和２年12月31日までの間に居住の用に供した場合、以下の適用がされます。

・住宅ローン控除の控除期間を３年延長（現行の10年間⇒13年間）します。
・11年目以降の３年間は、消費税率２%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定します。具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。
①（住宅取得等対価の額 － 消費税額）×２%÷３
②住宅ローン年末残高の１%

※「住宅取得等対価の額」は、補助金及び住宅取得等資金の贈与の額を控除しないこととした金額をいいます。
※住民税の税額控除は「住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額」または「所得税の課税総所得金額の７%（限度額136,500円）」のいずれか少ない額が適用されます。

◆配偶者控除額と配偶者特別控除の見直し（令和元年度から適用）

納税義務者の合計所得金額が900万円を超えた場合、控除額が段階的に減少していき1,000万円を超えた場合、配偶者控除等の適用を受けることができなくなりました。また、配偶者控除及び配偶者特別控除の額が下表の通り変更になりました。

| 控除の種類 | 配偶者の合計所得金額 | 納税者の合計所得金額 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 900 万円以下 | 900 万円超<br>950 万円以下 | 950 万円超<br>1,000 万円以下 |
| 配偶者控除 | 38 万円以下 | 33 万円 | 22 万円 | 11 万円 |
| 配偶者控除（老人） | | 38 万円 | 26 万円 | 13 万円 |
| 配偶者特別控除 | 38 万円超　90 万円以下 | 33 万円 | 22 万円 | 11 万円 |
| | 90 万円超　95 万円以下 | 31 万円 | 21 万円 | 11 万円 |
| | 95 万円超 100 万円以下 | 26 万円 | 18 万円 | 9 万円 |
| | 100 万円超 105 万円以下 | 21 万円 | 14 万円 | 7 万円 |
| | 105 万円超 110 万円以下 | 16 万円 | 11 万円 | 6 万円 |
| | 110 万円超 115 万円以下 | 11 万円 | 8 万円 | 4 万円 |
| | 115 万円超 120 万円以下 | 6 万円 | 4 万円 | 2 万円 |
| | 120 万円超 123 万円以下 | 3 万円 | 2 万円 | 1 万円 |

◆医療費控除の明細書の添付義務化（平成30年度から適用）

領収書の提出が不要（自宅等で５年間保存）となり、明細書の提出へと変更となりました。ただし、平成30年度から３年間の申告については、領収書の添付または提示によることもできます。

※セルフメディケーション税制の詳細については、別紙「セルフメディケーション税制の明細書」をご覧ください。

## 問い合わせ先

市民税・県民税の申告について不明な点は下記までお願いします。
市川市役所　市民税課
◆住　　所　〒272－8501　市川市南八幡2－20－2　仮本庁舎３階
◆電　　話　047（712）8660（直通）
◆受付時間　平日８時45分から17時15分まで